

古代賤民制についての一考察

川 上 多 助

一 律令の賤民制

賤民は我國上古以來の歴史に散見するが、その制度が詳かに定まつたのは大寶養老の律令が始である。而して律令の賤民制は、上古の社會に於ける賤民の實狀に照らし、唐の賤民制に倣つて定めたのであるから、律令の賤民制を考ふるには、これを唐の賤民制と比較すると共に、我國上古の賤民制と比較して見る必要がある。こゝでは前者については既出の研究に譲り、後者について私見を述べようと思ふのであるが、初めに律令の賤民制の概略を擧ぐることにする。

律令の制では人民の階級を良賤の二つに峻別し、良賤間の通婚を禁じ、その間に生れた男女は、通婚の當時、情を知らなかつたものは良とするが、さもない限りはこれを賤とし、離婚せしむる規定であつた。上古の部の遺制である品部、雜戸は良に屬するが、その最下級に位し、百姓、白丁、公民、等の名稱で呼ばれた一般の人民と賤との間にあるものであり、その性質については東京商科大学研究年報法學研究(4)に「部の分化」と題して私見を述べて置いたか

らこゝには略する。賤民は官戸、陵戸、家人、公奴婢（或は官奴婢といふ）、私奴婢の五等に分ち、良賤間の通婚を許さざるのみならず、賤民の中に於ても、等級を異にするものゝ間にもこれを許さず、違反者は違令罪として笞五十に處した。官戸、陵戸、公奴婢は官に隸屬して、官戸、公奴婢は宮内省官奴司、陵戸は治部省諸陵司の管轄に屬し、家人、私奴婢は私人に隸屬するものである。その中で最も卑賤とされてゐたのは私奴婢で、贈與、賣買に供せられ、律は明かに奴婢を以て畜産財物と同視し、大寶以後奈良時代の戸籍に據れば、奴婢は所有主の戸籍に入り、獨立の戸を爲すを許されなかつた。公奴婢は官有なるために私奴婢よりもやゝよかつたが、奴婢たる點に於て大差なく、戸令の官奴婢配役せられて戸と爲さしめたらば官戸とせよといふ條文によつて、公奴婢の戸を爲さなかつたことが考へられ、その賣買が許されたかどうかは、律令の條文にこれを明かにするものなく、法家の註釋にもこれに及ぶものはないが、賊盜律の疏に、價布二十端の私奴婢を以て價布七十端の官奴婢と換へる例が擧げられ、官奴婢の價格を論ぜらるゝことは私奴婢と異なるところはない、たとひ賣買を許されなかつたにしても、それは官奴婢の官有物たる性質によるものであり、その身分が重んぜられたわけではない。

官戸は公奴婢よりも、家人は私奴婢よりも身分高く、戸令には、公奴婢が六十六歳以上であれば官戸とし、官戸が七十六歳に達すれば放して良人とし、また家人奴婢を放して良及び家人とする手續の規定が見え、獄令には賤（こゝでは公私奴婢をいふ）を放して家人及び官戸としたる後、その家人官戸が逃亡して三十日に及べば、再びこれを賤とする條文がある。即ち公奴婢は官戸となり、私奴婢は家人となることができ、官戸家人が放されれば直ちに良となることができたのである。雜律に官私の婢を姦するものは杖六十、他^家の人及び官戸陵戸の婦女を姦するものは杖七十

の文に據れば、公私の奴婢が略同じ程度にあつたやうに、官戸家人の地位も略同様であつたと思はれる。家人は獨立の戸を爲し、戸令は家人について頭を盡くして駈使し、またこれを賣買することを禁じてゐる。頭を盡くして駈使するといふのは、義解に、たとへば家人に男女十人あれば、その中の二三人は放して家業を執らしむと説いてをり、家人の一人を爲してをつたことを證する。官戸の駈使法については律令に條文が無いが、令集解（戸令家人所生條）古記の説には家人に准すべきものとしてゐる。故に官戸も家人と同じく一人を爲し、盡頭駈使することを許さなかつたものと考へられる。官戸を賣買することを禁ずることも律令の條文に見えないが、家人に准じて同じく禁ぜられてゐたと見るべく、また官有たる性質上、これを賣買することもなかつたであらうと思はれる。

陵戸は皇陵に配置して守衛に當らしむるもので、その官戸との優劣については學者の間に異論があり、義解では官戸、陵戸、家人を比較して官戸を輕しとし、陵戸、家人を重しとし、官戸は陵戸に優るものとするが、律令の文に於て賤の種類を列擧するとき、例へば戸令や賊盜律に見るが如く、或は官戸を先きにし、或は陵戸を先きにして一定せざるのみならず、律令には、陵戸にだけ、良人の最下位にある雜戸と共通の規定があるのである。例へば戸令に於て戸籍を造るとき、雜戸陵戸の戸籍は特に四通を造り、二通は太政官に送り、一通は國に留め、更に一通は所屬の官司に送ることになつてをり、賦役令の舍人、史生以下の課役を免除する條に、陵戸は雜戸、品部と共に列擧せられ、また名例律に雜戸、陵戸が流を犯せば、近流には決杖一百、一等毎に三十を加ふる規定がある。これ等の例によつて見れば、義解の官戸を以て陵戸に優るものとする解釋には、十分疑ふべき理由があるわけである。

3 かくの如く賤民に五等の別はあつたが、各等級の性質は甚明瞭を缺く。官戸については、戸令に官奴婢の年六十六

4
 以上又は癡疾なるもの、言換へれば官奴婢の官奴婢として労働することのできないやうになつたもの、及び犯罪によつて配没せられて戸を成すものを官戸とする規定がある。即ち官戸はもと官奴婢であつたものと、もと良人であつて罪によつて配没せられたものがあつたわけである。また集解に引く法家の説に據れば、家人奴婢がその主人の犯罪によつて没官せらるゝ時には、家人は官戸となり、奴婢は官奴婢となるといふ。即ちこの場合には、もと家人であつたものが官戸となるのである。陵戸については、集解喪葬令皇陵の條の法家の一説にもと雜戸を陵戸としたことが見えるが疑問とせられ、家人については、戸令によつて奴婢が家人となることのできたことがわかる。また賊盜律に、人を略し又は略賣して奴婢とするものは遠流、家人とするものは徒三年、和同相賣つて奴婢とするものは皆徒三年の刑に處する規定があり、詐僞律に妄に良人を認めて奴婢家人とするものは人を略するを以て論じ一等を減ずることになつてゐる。また賊盜律に二等卑幼（弟妹もしくは兄弟の子）及び兄弟の孫、外孫を賣つて奴婢とするものは徒二年半、子、孫を賣るものは徒一年を科する規定がある。即ち人を略し、もしくは略賣して家人、奴婢とすることは禁ぜられ、近親の間に於ても許されなかつたのであるが、これを裏面から解釋すれば、それ等の行爲が禁ぜられてゐたに拘らず、事實に於て行はれ、そのために家人、奴婢となつたものがあつたことが考へられる。賤民の各等級を通じて賤民は出生によつて定まり、賤の子は同じく賤であるのみならず、良賤の間に生れた子は父母情を知らざる時には良となるが、情を知るものであれば皆賤となり、良の逃亡して賤との間に生めるものは、情を知ると知らざるとを問はず、賤とするのであり、家人・奴の主及び主の五等以上の親に奸して生むところの男女は各没官せられて賤となるのである。

要するに、律令に於ては、賤民は出生と犯罪没官を原因として生じ、人身賣買によつて賤民とすることを禁ぜらるるに拘らず、事實に於て行はれ、そのために良人が家人或は奴婢となり、年齢その他の理由によつて、低級の賤民が高級に上ることが出来るやうになつてゐたのである。

二 上古の賤民

律令の賤民制度制定以前における我國の賤民制を考ふるとき、最も困難なのは良賤の別を明かにすることのできないことである。ヤツコといふ言葉が一般に賤民の通稱として認めらるゝが、ヤツコの意味する範圍は可なり廣く、ヤツコと稱するからといつて、必ずしも律令に於て良人と區別する賤民の意味に解することはできないのである。古事記に五瀬命が登美毗古即ち長髓彦と戦つて負傷せられたことを述べ、命が「故れ賤奴ヤツコの痛手をなも負ひつる」と申されたことが見えてゐるが、この場合のヤツコは單に登美毗古を賤しんで呼ばれたに過ぎない。清寧天皇皇紀に河内三野縣主小根が大伴室屋大連に對して「奴縣主小根」といつてゐるのも、自ら卑下して「奴」と稱したので賤民の意味ではない。またヤツコは臣下、臣隸の義で、君上に對して臣下をヤツコと稱したことは本居宣長の説くところトモノミヤツコで、トモノミヤツコ國造クニノミヤツコと稱する時のヤツコも、この意味のヤツコである。その語源を家の子即ち家僕の義に解するのが通説であるが、上古に於て氏族に仕へてをつた部民を悉く律令制の賤民と解することも安當でない。部民の一部は大化の改新を待たず、氏族の私屬關係から脱して公民の資格を有するに至つたことは別に前記拙稿「部の分化」に論じたことがある。大化元年八月の詔に「若寺家仕丁之子者如良人法、若別入奴婢者如奴婢法」とあるのも、寺家に屬し

て寺家のために勞働に服する良人のあつたことを證し、この種の人民をすべて賤民と解することもできないであらうと思ふ。

古事記、日本書紀に於て良賤の別を明かにするものは、この詔の「又男女之法者、良男良女共所_レ生子配_ニ其父_ニ、若良男娶_レ婢所_レ生子配_ニ其母_ニ、若良女嫁_レ奴所_レ生子配_ニ其母_ニ」と見える句である。これに據れば、良人に對するものは賤民でなく、奴婢である。書紀の古訓では良人をオホミタカラと訓み、奴をヲノコヤッコ、婢をメノコヤッコと訓んでゐる。書紀では良人の外、人民、庶民、公民、億兆、黎元、元元、黔首等の文字をオホミタカラと訓み、要するに一般の人民をオホミカラと稱したのである。またヤッコといふ言葉は男女を通じて用ひられ、奴婢の漢字を用ふるに至つて、これを區別するためにヲノコヤッコ、メノコヤッコの稱が起つたのであらう。ヤッコが高麗人であれば高麗奴と稱し、欽明天皇十一年、百濟の聖明王が高麗奴六口を獻じたことが書紀に見え、百濟人のヤッコは韓奴（ハルヤッコ）と稱し、雄略天皇九年、采女大海が朝鮮から歸朝して、韓奴室等六名を大伴室屋大連に送つたことがある。ヤッコには私人に屬するものがあり、厩戸皇子が物部守屋を滅して攝津國に四天王寺を造り、守屋所有の奴の半を割いて四天王寺の所有に歸せしめたが、聖德太子傳曆はその子孫從類二百七十三人に達したといふ。また大化元年八月、詔して寺司と寺主とを遣はして諸寺を巡行し、僧尼、奴婢、田畝の實を奏せしめたことがあり、奴婢を置く寺院は少くなかつたのである。寺の奴を寺奴或は寺賤といふに對して、神社の奴婢を神奴或は神賤と稱し、欽明天皇二十三年、馬飼首歌依の二子を神奴としたことが日本書紀に見えてゐる。また官奴の例を擧ぐることはできないが、武烈天皇八年の條に婦人を没官して官婢とした例があるから、勿論官奴もあつたことであらうと思ふ。

令制の家人にあたるものとして雄略天皇紀の「家人部」が擧げられる。前述の吉備上道の采女大海がその主紀小弓の喪に従つて歸朝し、大伴室屋大連の盡力によつて冢墓を造つて葬ることができたので、大海は「欣悦不能自默、以韓奴室、兄鷹、弟鷹、御倉、小倉、針六口、送大連、吉備上道、島田邑家人部是也」とあるものである。家人は私奴婢よりも身分高く、私奴婢から家人となることのできたことは律令の制に於て見るところである。韓奴が奴婢であり、その子孫が家人となることも考へられぬことではない。また律令に於て家人と奴婢とが區別されたに拘らず、天平十九年勸錄の法隆寺緣起資財帳には家人百四十八口を奴六十八口、婢五十五口に分けてゐる。蓋し家人の男性を奴とし、女性を婢としたのである。これによつて見れば、上古には奴婢と家人との別を明かにせず、家人をも奴婢と呼ぶことがあり、律令の既に行はれてゐた天平年間に於ても、一般には舊習に従ひ、奴婢は家人奴婢の總稱となつてゐたのであらうと思ふ。律令の家人に關する規定が唐の賤民の一種なる部曲の制度に據つたことは唐律との比較によつて疑ふところはないが、律令の編纂者が唐制に據つて陵戸、官戸、官奴婢、私奴婢、乃至雜戸の稱を踏襲しながら、ひとり部曲の稱を棄て、家人の稱を用ひたのは一考を要すべきことである。日本書紀には部曲の語が屢用ひられ、殊に安閑天皇元年紀の「蓋三島竹村屯倉者、以河内縣部曲爲田部之元、於是乎起」といひ、天武天皇四年紀の、天智天皇甲子の年に定めた諸氏の民部、家部を廢して「甲子年諸氏被給部曲者、自今以後除之」といふものが、部曲と稱せらるゝものゝ性質を示す。皇室御料たる屯倉を耕す田部は一般に部民或は公民と解せられ、家部は果して家人部と同一であるかどうか明かでないが、民部は部民で、雄略天皇の御遺詔に、「大連^{大伴}等民部廣大、充盈於國」と見えてゐる。大化の改新は、別、臣、連、伴造、國造、村首所有の部曲の民を廢して、食封を大夫以上に賜はつた

が、その部曲の民もこれ等の氏族に屬する部民であらねばならぬ。日本書紀の完成は大寶律令制定後二十年になるが、律令の編纂者が唐制によつて當然費用すべく思はるゝ部曲の語を棄てゝ家人の稱を用ひたのは、當時部曲の語によつて意味せられた部民が奴婢と伍すべきものでなかつたからではないかと思ふ。唐制の部曲も私人の所有に屬し、賣買を許さざることば家人と異ならないが、唐律疏議に據れば、良人の女を妻とすることができ、良賤(註)の通婚を禁ずる我が律令はこれを賤民の稱とすることはできないのである。即ちヤッコはその所屬によつて官奴婢、私奴婢としたが、家人は私人に屬するとはいへ、私奴婢よりも身分が良く、私奴婢と區別するを要したが、彼我國情の異なるところから唐律の部曲の稱を費用するを得ず、我國でもとより行はれた家人の稱に従つたのであらうと思ふ。この點は、品部と雑戸と制度の上では相類するに拘らず、國情を斟酌してこれを區別し、唐制にない品部の稱を用ひたのと類するところがある。

なほ故宮崎道三郎博士は初め家人を以てヤケヒトの漢譯なるやを疑ひ、後、蘇氏演義その他の書を引き、唐代に於て私家の従者、奴婢の類を家人と稱したことを擧げ、我が律令の家人といふ名稱も支那に基づき、ヤケヒトは漢字の和譯であるとせられたが、(註三)それでは我が律令の編纂者が唐制の賤民の稱たる部曲を棄てゝ、律令の文に用例の稀なる家人の名稱を採用した理由は説明されないやうに思ふ。やはりヤケヒトを固有の國語と見做し、家人の二字をこれに充てたものと解した方が妥當でなからうかと思ふ。蓋しヤケヒトは一家の人の義であり、ヤッコは家の子の義であり、その語義に於て大差なく、また共に私人に屬して勞働に服してゐたのであるが、その間に身分上優劣があつたから、律令はヤケヒトを家人として唐制の賤民たる部曲に准じ、ヤッコを奴婢としたのであらう。前述の如く、天平年間律

令で家人と奴婢の別を明かにするに拘らず、これを混同して家人の性別を奴婢の文字によつて表はしたのも、家人が律令制定以前の舊慣に依ることを證するものであらう。

陵戸は唐律疏議では良人であるが、唐初には我が律令と同じく賤民であつたといふ説がある。^(註三) いづれにせよ、我國で陵戸を賤民としたのは必ずしも唐制に據るものとのみ考へられない。我國には古來死者を忌む觸穢の思想が盛であつた。神代に於て、味耜高彥根神がその親友の天稚彦の喪を弔ひに行つたところ、容貌が天稚彦に酷似せるため、天稚彦の妻下照姫は夫の死せざるものと思ひ、味耜高彥根神に取付いて喜んだが、味耜高彥根神は、友人の義を重んじ、その死を弔うるために「不_レ憚_ニ汚穢_ニ」遠方より來たことをも顧みず、死者と誤つたといつて大に怒り、その佩くところの大葉刃の劔を抜いて喪屋を切倒した話があり、大化二年の詔には、路頭に病死するものがあれば、その附近の住民は死者の友人を留めて祓除を強要し、河に溺死するものに遇へば、何故に我をして溺死者に遇はしむるといつて、その友人に祓除を迫るので、兄が死んでも弟はその屍體を收めず、また兄が溺れても弟の救はざるものが多いといふことが見えてゐる。かくの如き觸穢の思想から皇陵に仕へる陵戸も賤視せられてゐたので、律令はこれを參酌し、陵戸を以て賤民としたのであらうと思はれる。陵戸が賤民であつたことは、顯宗天皇が狹狹城山君韓侗宿禰の死を免して陵戸とせられた日本書紀の記事によつて知るべく、古事記にはこれを「韓侗が子等に其の御陵を守らしめたまひき」としてゐる。陵戸と同じく御陵を守るものに陵_ノ守_リといふものがあり、仁徳天皇は日本武尊の白鳥陵を守つてをたつた陵守を廢してこれを役_ノ丁_トに宛_トんとしたところが、變兆があつたので、その計畫を中止し、陵守を動かさないやうにしたことが同天皇六十年紀に見えてゐる。役丁は庶民の國家に對する義務として勞働に服するものであるから、

この場合の陵守は公民と見なければならぬ。この時代陵戸と陵守とが別種のものであつたかどうか審かでないが、これによつて御陵を守るものに賤民と庶民とあつたことだけは考へ得られよう。従つて陵戸の地位も他の賤民と比較して良人に近いものと考へられても不思議はないのである。瀧川政次郎氏は官戸を第一とする通説を排して、陵戸を官戸の上に置かれた(註四)。その制度は後世まで繼續し、持統天皇五年に陵戸の制を定めて、「凡先皇陵戸者置_三五戸以上、自餘王等有_レ功者置_三三戸、若陵戸不_レ足、以_三百姓充、免_二其徭役_一」と爲し、喪葬令もまた陵戸が足らざれば良人たる庶民を使役し、その課役を陵戸に准せしめ、「凡先皇陵置_三陵戸_一令_レ守、非_二陵戸_一令_レ守者、十年一替」の制を立てた。令集解に引く別記(職員令諸陵司の條)には、常陵守及び墓守として倭(大和)、河内、津(攝津)、山代(山城)に於て八十四戸を擧げ、借陵守及び墓守として京、倭、河内、山代、伊勢、紀伊に於て百五十戸を擧げてゐる。常陵守といふものが陵戸であり、借陵守といふものが陵戸の足らざるとき百姓を以て補充するものであらう。

以上述ぶるところによつて、律令が賤民とするところのものは、律令の制定に先だつて存在したことを明かにしたつもりである。しかし、律令制定以前にはこれ等の賤民の外になほ賤視せられてゐた人民があつた。貴賤尊卑はもとより相對的のものであるから、貴族階級が卑賤とするところ、必ずしも賤民とするを得ないので、貴族乃至良人が刑罰によつて陥るものを劣等の身分と考へ、姑く賤民と見做してその例を擧ぐることにしよう。律令の制に於ても刑罰は官戸の生ずる一原因であつた。

雄略天皇十四年に、大草香皇子が御妹の皇后のために天皇に獻じた玉纒を根使主が横領したことが露はれ、天皇は兵を遣はして根使主を誅せしめ、その子孫を二分して、一を大草香部の民と爲し、一を茅渟縣主に賜はり負_フ囊_ノ者_トと

したことが日本書紀に見える。また古事記には、大穴牟遲神の兄弟の八十神が稻羽（因幡）の八上比賣を訪うたとき八十神は「大穴牟遲神に帑を負はせて從者として率て往」つたが、八十神のためにひどい目に會ひ大穴牟遲神に救はれた白菟が大穴牟遲神に對して、「此の八十神は必ず八上比賣を得たまはじ、帑を負ひたまへれども、汝が命ぞ獲たまはむ」といつたことが見えてゐる。これ等の例によれば、負囊者は從者として囊をかついて隨行するものであり、負囊者となつた根使主の子孫は、謀反大逆の罪を犯したものの、子孫の没官されて官戸となる賊盜律の規定を髣髴せしむるものがある。

神話の海幸山幸交換の物語に於て、火闌降命は終に彦火々出見尊に謝して救を求むるに至り、生みの子の八十連屬尊のために俳優の民たらんことを誓ひ、着懐鼻して、赭を掌や顔に塗り、海水に溺れ苦しむ狀を爲し、初め潮が足に漬く時には足占を爲し、膝に至る時には足を擧げ、股に至る時には走り廻り、腰に至る時には腰を抱き、腋に至る時には手を胸に置き、頸に至る時には手を擧げて飄掌すといふことが神代紀下の一書に見えてゐる。これ火闌降命の苗裔と稱せらるゝ隼人等が官門を警護し、大禮などの行はるゝとき隼人舞を奏した起源を説明せんとした傳説であるが、これによつて異様の風體で舞ひ跳る俳優の民が卑賤の色と見做されたことが考へられる。令集解の別記に據るに、雅樂寮所屬の伎樂三十九戸（一本四十九戸）、木登八戸、奈良笛吹九戸は品部であり、良人ではあるが、良中の卑賤である。

11 次に馬、牛、鳥等の飼養を職とするものが卑賤の民であつた。日本書紀に據れば、新羅王は神功皇后の軍を迎へて面縛して降り、この後永く飼部となり、毎年春秋に馬梳馬鞭を獻らんことを誓つて罪を請ひ、皇后はその降を納れ、

縛を解いて飼部とせられた。古事記はこれによつて新羅國をば御馬甘と定めたまうたとかいてゐる。また欽明天皇十五年紀に新羅の佐知村飼馬奴苦都の百濟の明王を捕へて首を斬つた事が見える。飼部はもと黥を加へられたものらしく、履中天皇が淡路に狩したまうたとき、河内の飼部等が轡を執つて御乘馬に従ひ申したが、同島に奉祀する伊弉諾神が飼部等の黥の臭氣を惡みたまふとの神託があつたので、これより後、飼部に黥することを廢したといふ。黥は刑罰として行はれたので、同天皇の御代、阿曇連濱子の死罪を免して墨を科し、即日黥した例がある。書紀の古訓には墨をヒタヒキサムツミと訓み、黥をメサキキサムと訓む。飼部は集解の別記（職員令左馬寮の條）に、左馬寮に馬甘三百二戸、右馬寮に馬甘二百六十戸と計上せるもので、雜戸である。養老令にはこれを飼丁といふ。また古事記に意富祁王、袁祁王が山城の苅羽井に到り、食事をしてをつた時に「面黥老人」が來て、急にその食物を奪ひ取り、兩王の誰何せらるゝに答へて、我は山城の猪甘なりと申したことが見える。猪甘は猪飼の義で、その黥してゐたといふのは、猪飼が刑餘の民であつたからである。次いで安閑天皇二年、詔して國々に犬養部を置いた。その理由は知るよしも無いが、日本書紀通釋には狩獵のためにこれを置いたのであらうといふ。しかし、犬養部が飼部、猪甘と同じく黥することがあつたかどうか、また刑餘の民が犬養部となつたかは審かにするを得ない。更に鳥類を飼養するものには鷹甘部があり、鳥養部があつた。仁徳天皇四十一年紀に、百濟王の族酒君が百濟に於ける鷹狩の興を奏し、天皇これを百舌野に試みたまひ、始めて鷹甘部を定められたといふ。大寶養老の制、兵部省の被管に主鷹司があり、品部として鷹養戸又は鷹戸を置いた。鳥養部は垂仁天皇の御代始めて置かれ、宮廷の鳥類を飼養してゐたのであらう。雄略天皇十一年紀に、鳥官の預つてゐる鳥が菟田人の狗に噛み殺されたので、天皇は震怒あらせられ、鳥官の顔面に黥して鳥養

部と爲し、またこれを非議した信濃、武藏の直丁を同じく鳥養部とせられたことが見える。

これ等の人民の中には、前述の如く品部或は雑戸に編入せらるゝものがあり、また猪甘部、鳥養部の如く、令集解、續日本紀に散見する品部、雑戸のいづれにも屬せざるものもあるが、たとひ品部、雑戸と稱せざるも、その身分は品部、雑戸と同じく、公民と賤民との間に在つたのであらうと思ふ。

註一 玉井是博氏、唐の賤民制度とその由來（京城帝國大學法文學會編、朝鮮支那文化の研究）

註二 宮崎道三郎氏、家人の沿革（宮崎先生法制史論集）

註三 濱口重國氏、唐の陵墓戸の良賤に就いて（史學雜誌第四十三編）

註四 瀧川政次郎氏、中古賤民の等級に就いて（史學雜誌第三十五編）、陵戸考（史學雜誌第四十三編）

三 律令の賤民解放制

律令は私人の賤民解放を認め、戸令に家人奴婢を放して良及び家人とすれば、本屬の官廳に通牒して戸籍の除附を行ふべき條文があり、同條に關する集解の法家の解釋の注意すべきものを擧ぐれば、古記には、その通牒には放して良とすることを記し、家長が署して國郡司に上申し、然る後戸籍に附くといひ、穴説には、その未だ姓名を稱せざる間はなほ賤と稱すといひ、貞説には、當時の慣例として、本主の姓に部の字を加へて姓とし所司に申送するといつてゐる。その解放には本主の厚志に基づき、代償なしに解放さるゝものと、賤民から代償を出して解放さるゝものとがあつた。その代償を贖といふ。賊盜律に家人奴婢の舊主を殺すものゝ罪を定め、注に舊主とは主放して良と爲すもの

といひ、更に疏に其の家人奴婢自ら贖して賤を免るゝものまた主の放つに同じ、若し轉賣及び自ら理訴して脱するを得れば、即ち凡人に同じといつてゐる。また戸令の化外の奴婢が二等以上の親の贖によつて解放する條に、集解の古記は、「問、聽_レ贖爲_レ良、未_レ知、無_レ財可_レ贖、若爲處分、答、不_レ得_レ爲_レ良耳、問、雖_レ等親不_レ來、賤自贖爲_レ良聽不、答、大例稱_レ等親者、賤、理不_レ可_レ有_レ財、若有_レ財贖堪_レ者亦聽」といひ、賤民の解放に贖の主要條件なることを説いてゐる。而して持統天皇五年に、氏祖の時に免され、既に賤民の戸籍を除かれたる奴婢、即ち現在良となつてをるものを、その一族が更に訴へて我が奴婢であるといふことを得ざる法令が出てゐるから、戸令の手續を経て良人となつたものを訴へて奴婢とすることはできないわけである。

律令にはまた賤民解放の法定原因があつた。(一)前述の如く、戸令に據れば、官奴婢は六十六歳以上、もしくは癡疾となれば、竝に官戸と爲し、七十六歳以上に至れば放して良とした。但し叛逆罪の縁坐によつて官戸となつたものは八十歳以上にして初めて良とした。これは官賤に關する規定であるが、穴説に據れば、私賤もその主に從つて配没せらるゝ時には、私奴婢は官奴婢となり、家人は官戸となり、この規定の適用を受けることになるのである。(二)喪葬令に戸口悉く死し、且つ親族が無く、絶戸となつた時には、その家人奴婢は放して良人とする規定がある。但し死者在世中に處分し、その證驗分明なる時には、その處分に從はねばならぬ。(三)戸令に官戸、家人、公私奴婢が蕃賊のために虜掠せられて外蕃に没落し、自己の力で抜け還るを得たるものは、放して良とする條文がある。外蕃とは蝦夷及びすべての外國をいふ。(四)律に於て壓略、妄認等によつて家人奴婢とすることは禁ぜられてゐるから、これによつて家人奴婢とされてゐるものは勿論、その他すべて理由なく賤となつてゐるものには、京國に於て訴を起

すことを許し、その結果、賤を免れて良となつたものは、所在に於て戸籍に附ける規定が戸令に見える。また捕亡令に於て、逃亡の奴婢を捕へたものは本主から酬賞を得る規定があるが、奴婢が本主の壓略妄認を訴へんとして官司に至る途に於て、人のために捕へられて本主に送られても、良を訴へんすることが事實であれば、良とすべき状が無くとも酬賞すべからざることが定められ、奴婢の訴意の暢達に便宜を圖つた。(五)僧尼令義解、集解の説に據るに、佛敎では奴婢は出家を許されないが、本主自ら願出で、得度せしむる時には、奴婢はこれによつて賤を免るゝことができた。條文には「家人奴婢等」とあるが、義解その他法家の解釋では、この規定の適用は官戸、官奴婢にも及ぶものとされた。もつともかくして出家人道したものが後に至つて犯罪のために還俗し、又は自ら還俗すれば、竝に舊主に歸して、もとの身分に復せしめた。(六)戸令に據れば、國外の奴婢が自ら來つて歸化すれば悉く放して良と爲し、本主先に來つて歸化してゐてもこれを認むることを得ない。集解の穴説はこれを説いて、皇化を慕つて來るのであるから良に従ふといひ、主に隨つて來たものや、暴風に遇つて漂着したものは良とせず、官奴とすべしといふ。またその國內で賤となつてゐたものも、後にその二等以上の親が來り、贖を出して良とせんとすれば、これを許した。

家人奴婢が解放せられて戸籍に附けば三年間課役を免除される(賦役令)。神龜三年山背國愛宕郡雲下里計帳、天平五年國郡未詳計帳(正倉院文書)に「放賤従良」と注するものは課役免除の期間中のものであらう。前者に於ては放賤の年月が明かでないが、後者に於ては天平四年に良となつたものである。また賤の新に良となつたものを「今良」といふ。新たなるものを「今」といつたことは、雄略天皇の御代、歡因知利が勅旨を奉じて百濟に往き、百濟から伴れ還つた工人を、書紀に「百濟所貢今來才伎」とする例によつて知られ、その一人は新漢イノキナ陶部高貴と稱せられ

た。續日本紀に天平寶字五年今良三百六十六人を左右京、大和、山背、伊勢、參河、下總等の職國に編附したことが見えてゐる。同紀また寶龜元年七月、今良大目大東人の子秋麻呂等六十八人に檜前、若櫻部等二十一種の姓を賜ふことが見えるが、檜前、上村主の二種を除き、他の二十一種は若櫻部、津守部等の如く皆某部と稱するものである。これ前述令集解の貞説に解放された賤民は舊主の本姓に部の字を加へて姓とするのが慣例であるといふに當る。戸令官奴婢の條の古記に據れば、これは私奴婢に關すること、官奴婢は本人の請願に隨ふを主とし、但高氏の部を稱するを得ざるのみとしてゐる。今良は解放によつて全く良人と同じく、公民の身分を享有するに至る筈であるが、同紀、神護景雲三年十月、智識寺に配する今良二人、四天王寺の奴婢十二人に各爵三級を賜ふことが見え、今良も奴婢と同じく寺に配屬せられてゐたのである。故に今良は令制に於ける品部、雜戸の身分を連想せしむるものがある。更に平安時代になつて、内裏式の大饗式には官奴二十人を俵子としたが、延喜式（主殿寮）の追饗には官奴に代つて今良が加はつてゐる。^(註二)而して延喜式には今良として諸司の雜役に服するものがあり、その定員、糧祿等支給の制備はり、主殿寮には男一百四十一人、女二百二十六人の今良が屬してをつた。これ等の今良はもと官戸、官奴婢が良となり、舊の如くその官司に配屬したのであらうが、放賤後年處を經、また世代を異にするに至つてもなほ今良の稱を傳へてゐたのであらう。

律令の賤民解放の法定原因は（一）年齢及び體力、（二）主家の絶戸、（三）外蕃からの脱還、（四）訴訟、（五）出家、（六）歸化に歸するが、その中で（二）の主家の絶戸、（三）の外蕃からの脱還、（四）の歸化によつて賤民の解放さるゝことは、その原因が特別の場合であるから稀有の例と見てもよいであらう。（一）の年齢の規定は官戸

官奴婢に關するもので、私賤には適用せられなかつたから、天平勝寶元年大宅可是麻呂の賤民を東大寺に貢進した文書（東大寺奴婢籍帳）には八十九歳の婢が見え、翌二年の同可是麻呂の貢賤解（正倉院文書）には九十四歳、九十一歳の奴が見えてゐる。同年二月の太政官符（正倉院文書）に據れば、去年十二月の勅によつて、六十六歳已上及び癡疾の寺奴は官奴婢に准ぜられ、且つその年齢に達せざるも、立性格勳、駈使違はず、衆僧これを憐んで良とせんとするものは、願によつてこれを免すことにしたので、寺奴の解放は多少容易になつたわけである。東大寺の寺奴伊鷹は四十八歳で、この官符によつて免ぜられ、奴から直に良となつた。その後十六年を経て、天平神護二年五月、勅して藥師寺の奴婢等六十歳となり、及び才能勇勳なるものは良に従はしめたが、同年八月、更に太政官符を以て國分二寺の奴婢も同じく、六十歳となるものは放して良に従ひ、六十歳にならないでも特別の才能あるものは太政官に上申して良とすべきことを定めた（類聚三代格）。寺奴の解放條件の緩和するに先だち、或は緩和するに従ひ、官賤の解放條件も益寛大になつたであらうと思ふが、私賤の解放條件も官賤、寺賤と同じく緩和せられたかどうか明かでない。

（四）の訴訟によつて放賤従良となつた例は史上に散見する。これを續日本紀について擧ぐれば、大寶三年四月、安藝國で略せられて奴婢となるもの二百餘人を免して本籍に従はしめた。また紀寺の奴益人等は紀袁祁臣の後裔であるが、持統天皇の御代戸籍を造るとき誤つて奴婢とせられ、爾來賤民となつてゐるといひ、これを政府に訴へたが、政府は基本的の戸籍とする所謂庚午年籍にその祖先が奴婢となつてゐることを理由としてこれを斥けた。然るに天平寶字八年七月に至り、益人等の主張が認められて、益人等七十六人が解放されて良となり、京戸に編附した。また天平神護二年四月には、大和國の人高志毗登久美咩等十七人が諸陵寮のために理由なく没して陵戸とせられたことを訴へ

て目的を達し、陵戸の籍から除かれた。これによれば官司が妄に良人を賤民とする弊のあつたことが知らるゝが、寶龜十一年十二月、政府は常陸國に對して、神司が靈異に假託し、妄に良民を認めて神賤とすることを戒告した例がある。また播磨國揖保郡大興寺の賤若女はもと良人で、慶雲元年同郡の百姓佐伯君麻呂のために己の婢と稱して大興寺に賣られたもので、その子孫また奴婢となつてゐたが、延暦八年五月、若女の孫小庭の訴によつてその辯明が認められ、子孫十五人の奴婢が皆免されて良となつた。慶雲元年より實に八十五年の後である。律令は不法の手段のために賤となつてゐるものに提訴の道を開き、天平六年七月の大赦令には、良人を掠めて奴婢とするものは、常赦の免さざる罪と共に、赦の恩典に與からざらしめ、政府は特にこの點に於て冤枉の憂なからしめんとしたのであるが、一たび賤民の境遇に陥つたものが裁判によつてこれを免るゝことの如何に困難であつたかを、この一例によつて想察することができよう。(五)の出家入道によつて賤民が僧尼となり、従つて解放さるゝといふことは、僧尼が名譽の地位と考へらるゝ奈良平安時代には、賤民にとつて單に良となる以上の好運であつた。たゞ奴婢の出家することは、義解に内教の禁するところとするのみならず、貞觀七年三月の官符にも「黃門奴婢之類、是非_レ戒器」といつてゐるから、その門は極めて狭く、これによつて賤を免るゝものは甚だ少かつたであらうと思ふ。

官私の賤民は法定原因に依らず、本主の意思に基づき良人となることができた。奈良時代に政府が官賤を解放した例を擧ぐれば、養老四年八月、官戸十一人を免して良と爲し、官奴婢十人を官戸としたが、これは右大臣藤原不比等の病を救はんとする祈禱のためである。また天平寶字二年七月、勅して官奴婢及び紫微中臺(舊皇后官職)の奴婢を解放して、皆悉く良とした。その理由は勅に「縁_レ有所_レ思」といふだけで明かでないが、同日皇太后の御病氣の御

快癒を祈つて殺生禁斷の令の出づるを見れば、やはり祈禱のためであらうと思ふ。次に天平十五年九月、官奴斐太といふものが良となり、大友史の姓を賜はつたが、これ斐太が始めて大坂沙を以て玉石を治めた功績によるもので、技術獎勵の一方法である。次に天平寶字四年三月、官奴二百三十三人、婢二百七十七人を出羽雄勝柵に配して良としたが、前年九月、關東北陸諸國の浮浪人二千人を遷して雄勝柵戸としたと同じく、これによつて出羽の開拓を圖り、内地の人民の移住を圖らんとした政策である。私賤の解放には、律令の制定に先だち、持統天皇の三年、下毛野子麿が奏して奴婢六百口を免じ、律令制定後、天平十七年九月、中納言巨勢奈氏麻呂が奴婢二百三人を良としたやうな例があるが、その動機は明かでない。

註一 瀧川政次郎氏、今良考（史學雜誌第四十二編）

四 賤民解放の趨勢

良賤の別は律令に定められ、法制上、賤民の卑賤の色たることは洵に憐れむべきものがある。然るに律令の行はれてゐた奈良時代に於て、賤視の觀念が漸く薄らぎ、賤民の地位の向上する傾向が認めらるゝのである。賤民の中には特殊の才能があり、或は技藝に通ずるものがあつたが、これ等の賤民は他の賤民よりも當然重んぜらるべきで、大日本古文書によつて奈良時代の奴婢の價格を見ると、その最も働き盛りの二十代、三十代の奴婢の價格は通常稻一千束であるが、天平十八年近江國で買上げた奴持麻呂といふものは三十九歳で價一千四百束である。これ持麻呂にはその「車匠」といふ注記が示す如く特殊の技能があつたからで、他の奴婢よりも四百束高いのはその技能が買はれたので

古代賤民制についての一考察

ある。奈良時代が我國の文化の躍進時代なることを考ふれば、賤民といへども優秀な技術を有するものが好遇されな
いわけはなからず。

前述の官奴妻太が玉石の細工に新機軸を開き、賤を免して良とされたことはその好い一例である。また神護景雲元年二月、稱徳天皇は山階寺に行幸あらせられ、林邑及び吳の樂を奏した奴婢に爵を賜ひ、翌三月、藥師寺に行幸あらせられ、長上工已下奴婢已上二十六人に爵を賜はつた。爵は位階の義で、日本書紀、天武天皇十四年正月に爵位の號を改むと稱して、明位以下進位に至る諸王已上十二階、諸臣四十八階を擧げてゐる。奴婢にして叙位に預かるとすれば、奴婢の賤民たる意義は無くなるわけである。

また賤民にはその主のために奮戦して武名を著すものがあり、皇極天皇二年、山背大兄王の奴三成は蘇我入鹿の兵を班鳩に邀へて拒ぎ戦ひ、一人當千と稱せられた。天武天皇元年、大井寺奴徳麻呂等五人は將軍大伴吹負に屬し、先鋒となつて進み、近江の軍の將廬井鯨と戦つてこれを破つた。而して律令は賤民の兵役の義務を認めず、良を詐つて軍に入るものはこれを軍から出すべきことを定めてゐるに拘らず、死力を盡くす戦鬪となれば、賤民だからといつて勇敢なるものを斥くることはできないので、賤民が軍に加はり殊勳を顯はすものがあつた。天平寶字八年藤原仲麻呂が叛を謀り、官軍近江に入つてこれを討つたとき、同國の僧沙彌、錦部葉國二寺の檀越、諸寺の奴等は官軍を助けたので、天平神護二年九月それらに物を賜はり、その功を賞せられた例がある。更に續日本紀寶龜二年五月戊申の條に見える藥師寺の奴百足に至つては、近衛として禁衛に加はり、功によつて勳六等に叙せられ、兵士としては一般の良人以上の地位を有してゐたのである。當時律令の徴兵制度が頽廢の狀にあつたからではあるが、桓武天皇が蝦夷征

伐のため、延暦七年三月、東海、東山、坂東諸國に歩騎五萬二千八百餘人を徵集するにあたり、第一に曩に従軍して戰鬪に經驗があり叙勳せられたるもの及び常陸國の神賤を召集し、然る後その餘の弓馬に堪へたるものを簡點すべき方針を定められた。即ち律令の賤民を排斥する徵兵制度は全く無視せられ、常陸の神賤は戰鬪の勳功者と共に最初に召集せられたのである。

賤民の叙位叙勳の恩命に浴するものは、もとより賤民中の極めて少數の一部分ではあつたらうが、これによつて社會の賤民に對する觀念の變調を來たすに至ることは容易に想像せられよう。その形勢に乗じ、更に官民を促して良賤の別の撤廢に向はしめたものは財政上の原因である。賤民には調庸の義務が無かつたから、賤民の増加は財政上政府の好まざるところであつた。良賤の通婚は律令で禁ぜらるゝに拘らず、奈良時代に於ても事實は行はれてゐたが、賤民に對する賤視の觀念の減退するに従ひ、この種の傾向は助長せらるゝわけである。然るに大化の改新に良人と奴婢との間の子は、情を知らざるものでない限り、皆奴婢とし、戸令の制度またこれに據つて良賤間の子を賤としたので、良賤の通婚によつて賤民は益多くなつたのである。それで延暦八年五月、大化以來の法制を改め、良賤間に生れた子は皆良に従はしめ、調庸の納付を負擔せしむるやうにした。その官符に良賤通婚の狀を述べて、「天下士女及冠蓋子弟等、或貪_ニ艷色_ニ而奸_レ婢、或挾_ニ淫奔_ニ而通_レ奴、遂使_レ氏族之胤沒爲_ニ賤隸_一、公民之徒變作_レ奴婢」といつてゐる。良人の賤民に對する賤視觀念が律令制定當時の如くであれば、その子の父母としてこれを喜ばねばならぬ筈であるが、その後貞觀五年に至る七十餘年の経過に徴するに、人民は寧ろ賤民として課役を免除せられんことを欲し、これを屈出づることを好まなかつた。それ故、同年九月の官符に據るに、延暦八年の官符が出でてより、奴婢の間に生れた子

だけが極少數屈出でらるゝだけで、良賤間に生るゝ子の屈出が無くなり、諸國定額寺はその資財帳を見れば奴婢の生益するに拘らず、國司に對しては無實逃亡と稱して真相を掩はんとした。而して同官符はこれを以て「凡厥下民爲體、不耻名賤、詐遁重課、謀就輕役、爰知、公民之輩、求媚婚姻、忘黷彼族、奸作此賤」と述べてゐる。

また賤民は本主の虐待と驅使とに堪へずして逃亡するもの多く、またこれを容隠するの弊もあつたから、賤民を多數養ひ、これを自分の財産として驅使して行くには相當の權力を備へねばならなかつた。大化二年の詔に、「復有奴婢、欺主貧困、自託勢家求活、勢家仍強留買、不送本主者多」と見えてゐる。律令の制はこれを防止するに意を用ひたが、奴婢の逃亡の如何に多かつたかは、神龜三年の山背國愛宕郡雲上里、同雲下里の計帳に於てその實例を見ることが出来る。天平勝寶二年、大宅可是麿は奴婢六十一人を東大寺に貢進したが、その奴婢は、可是麿の父又は祖父と思はるゝ從五位下大宅廣麿が訴へて、養老七年の判決によつてその所有に歸したものである。しかし、これ等の賤民は平城京及び山城、攝津の各地に分散し、各主人の戸口となつてゐるので、判決はあつてもこれを伴來れることは困難であり、養老七年より天平勝寶二年まで二十七年になるが、六十一人の中十二人はなほ戸籍の除附が行はれず、可是麿の戸賤になつてをらないのである。可是麿がこれを東大寺に貢進したのも信仰のためではなく、その勢力を藉りて奴婢の取立を強化せんとする意圖に出づるやを疑ふ説もあるのである。天平十七年九月、中納言巨勢奈氏麻呂が巨勢氏の久しく係争中であつた奴婢二百三人に關する訴訟を中止し、これを良に從はしめんことを請ふに至つたのも、訴訟に勝つても奴婢を強制することの困難なるを認めたためでなからうかと思はれる。また常陸の鹿島神社では、天平寶字二年九月神奴二百十八人を神戸と爲し、神護景雲元年四月更に神賤男八十人、女七十五人を放して良

に從はしめたことが續日本紀に見えてゐる。その良に從はしむといふのも實は神戸としたのであらう。神戸は良人であるが、その租庸調は神社の收入となるので、鹿島神社は奴婢を養ふ煩累を避けてこれを解放し、その代りに神戸の收入を得るを便利としたためではなからうか。その事情は、年代は大に降るが、寛平五年十月、大和宗像神社で賤二人を解放した例を参照して推定せられよう。高階氏は同社を氏神とし、氏の始祖高市皇子は氏賤の年輪の物を分つて社殿の修理費に充てたが、「年代久遠、物情解體」、且つその氏賤は筑前に在るため「氏衰路遙、不堪催發」、社殿の修繕を行ふこと能はざるため、同社の氏人大學頭高階忠峰等解狀を上つて、氏賤十六人を良に從はしめ、その調庸を政府の收入とする代り、同社のために大和國に於て僭丁八人を徴して修理科に充てんことを請ひ、許されたのである(類聚三代格)。

要するに、賤民は律令の賤民解放の制度によつて解放せられたのみならず、賤民に對する社會の賤視の觀念の衰退するに從ひ、良賤の通婚が益盛に行はれ、これによつて課役免除の民が多くなるので、政府はその間に生れた子を賤とする律令の制度を改めて良とし、賤民間の子だけを賤として、出生による賤民の増加を抑制し、また賤民の統御の困難なる事情の下に、その所有者はこれを解放して良人とし、調庸を政府に納めしむると共に、政府よりその代償を求むるを便としたのである。

かくの如くして律令の賤民制度崩壞の氣運醸成し、律令制の奴婢は、延喜年間法令によつて廢止せられたことは、長徳三年惟宗允亮の問答(政事要略卷八十四)に傳ふところである。然るにその一面に於て律令の制度では良人に編入せられながら、なほ上古以來の社會の賤視觀念を免れなかつた階級があつた。馬飼の如きはその一つである。馬飼

が大寶令に於て雑戸であり、随つて良人であつたことは、その註釋書たる古記、別記によつて明かである。讃岐の人物部亂等二十六人は天智天皇九年庚午以來竝に良人に貫したが、持統天皇四年庚寅の校籍にあたり、誤つて飼丁と認められたので、亂等これを辯明して良色に從はんことを請ひ、和銅六年五月その目的を達した。即ち馬飼は制度の上では良人であるが、官民共にこれを賤民としてゐたのである。天平十六年二月、汝等今負ふ姓は人の耻づるところなりといひ、馬飼雑戸を免じたが、その後彼等は依然本業を守らざるを得なかつたので、天平勝寶四年二月舊に復するに至つた。而して馬飼は天平勝寶三年の官符によつて悉く雜徭を宛てることにしたことが令集解（職員令左馬寮の條）に見え、その職務は良人の課役となつたのである。然るに奈良時代の末期に於ても馬飼は社會の賤視を免れなかつたので、これより先き天平十二年河内の人川邊宅麻呂の男杖代、勝麻呂等、左馬寮馬部大豆鯛麻呂の誣告によつて馬飼に編附せらるゝや、宅麻呂は訴を起して累年その除籍を争ひ、寶龜元年八月始めて馬飼の帳から除かるゝを得たやうな例がある。

平安時代になつて品部雑戸の歴史に見らるることは次第に少くなり、延喜式は僅にその遺制を傳ふるに過ぎないが、承和元年十二月の官符は右京職解を引き、主殿、主鷹、織部等寮司の雜色、駈使并に犬飼、餌取等が京内東西市で亂暴狼藉をはたらくために市塵荒廢し、公事堪へ難しといつてゐる（類聚三代格）。主殿寮は大同三年官戸官奴婢の名籍を掌る官奴司を併せ、主鷹司には鷹戸、織部司には染戸が屬し、鷹戸、染戸、共に令制品部であつた。これ等寮司の雜色駈使と稱するものの中には賤民又は賤民に準ずるものがあり、市場の規律を紊してゐたのではないかと思はれる。犬飼は安閑天皇の二年に國々に置いたといふ犬養部と同じ性質のものであらう。犬養部は品部雑戸の名には見えない

が、猪甘部、鷹甘部、鳥養部に類するものと考へれば、少くとも品部雜戸に准ずるものであらう。今昔物語集（卷十九語第八）に據れば、犬飼は犬を使役して鷹狩の獲物を狩出すものである。餌取は和名抄に屠兒（和名惠止利）屠_二牛馬肉_一取_二鷹鷄餌_一之義也、殺生及屠_二牛馬肉_一取賣者也とあり、今昔物語集（卷十五語第廿七、同廿八）に餌取法師の説話が見え、その牛馬の肉を食ふことは最も嫌惡さるゝ原因であつた。塵袋を初めとして、江戸時代の學者は後世のエタはエトリの轉訛せるものなりとし、近時新村出氏も言語學上よりこれを認められたが、^(註二)餌取の語義から考へれば、餌取が本來鷹鷄の餌を取るを業としたるものと解せねばならず、隨つて鷹戸に類するものであつたらうと思はれ、中世乃至近世の賤民制が律令の賤民制よりも寧ろ律令の制定に先だつ上古の社會の賤視念に負ふことの大なるやを想はしむるものがあるのである。

註一 武田祐吉氏、大宅可是麻呂の貢賤に就いて（國學院雜誌第二十九卷）

註二 新村出氏、賤民名稱考（經濟論叢第四卷）